年　　月　　日

日　進　市　長　宛て

申請者　住　所

氏　名

電　話

代理者　住　所

名　称

担当者

電　話

日進市住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金仮申請書

　日進市住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金の交付を受けたいので、次のとおり仮申請書を提出します。

|  |  |
| --- | --- |
| 設置予定場所 | 日進市 |
| 設備の区分 | □　一体的導入　【　□①+③+④　□①+④+⑤　□①+④+⑥　】  □　単独設置　　（←①太陽光発電システムと⑥高性能外皮等の単独設置は、補助対象外） |

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 設備の種類等 | | | | | | | 交付申請額  ※100円未満切捨て |
| □①太陽光発電システム　　　　　　　　（一体的導入に限る） | | 太陽電池の最大出力：　　　（ 　　　　．　　　ｋＷ）  　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　※小数点以下2位未満を四捨五入 | | | | | 円 |
| □②家庭用燃料電池  システム  （エネファーム） | | メーカー名 　： | | | | | 円 |
| 設置予定設備型番　： | | | | |
| 発電出力 　：　　　　　　　　　　　　　ｋＷ | | | | |
| □③定置用リチウムイオン  蓄電システム | | メーカー名 　： | | | | | 円 |
| 設置予定設備型番　： | | | | |
| 蓄電容量 　：　　（　　　　　　・　　　ｋＷｈ） | | | | |
| □④家庭用エネルギー管理システム（ＨＥＭＳ） | | メーカー名 　： | | | | | 円 |
| 設置予定設備型番　： | | | | |
| □⑤電気自動車等  　　充給電設備 | | メーカー名 　： | | | | | 円 |
| 設置予定設備型番　： | | | | |
| □⑥高性能外皮等  （一体的導入（ＺＥＨ）、新築に限る） | | 完了日（住宅の引渡予定日） | 年　　　月　　　日 | | | | 円 |
| □⑦エコ窓改修  （新築・増改築は補助対象外） | | 設置場所（例：居間） |  |  | |  | 円 |
| 対象設備（※いずれか選択）  （内窓設置・外窓交換・ガラス交換） |  |  | |  |
| 熱貫流率（Ｗ/ｍ2・Ｋ） |  |  | |  |
| 設置完了予定日 | 年　　月　　日 | | | | | | |
| 設置対象 | □新築住宅　□既存住宅　□建売住宅  （用途：□戸建　□併用） | | | | 設置する住宅に住み始めた日（予定日）  　　　　　　　年　　月　　日 | | |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 確認事項 | 今回仮申請する設置設備が、補助対象設備であることを確認しましたか。また、エコ窓改修の場合は、主たる居室に係る窓で、原則全ての窓の改修を行いますか。 | はい・いいえ |
| 今回仮申請する設置設備について、その契約書及び設備の内訳が分かる見積書の写しの添付を確認しましたか。 | はい・いいえ |
| （建売住宅以外の場合）  仮申請書の提出は、補助対象設備の設置が完了する前であり、補助金の交付を受けようとする年度内に、工事が終了しますか。 | はい・いいえ |
| （建売住宅の場合）  補助対象設備付き建売住宅を購入する場合にあっては、引き渡し前までに仮申請が必要です。  ただし、引渡日は、補助金の交付を受けようとする年度内であることが補助要件となります。 | （引き渡し日）  　　　 年　　月　　日 |
| 仮申請書を取り下げる場合又は仮申請書の内容を変更する場合は、変更・中止届と変更の内容が分かる書類を速やかに提出します。 | はい・いいえ |
| 申請者が補助対象設備の購入者です。 | はい・いいえ |
| 提出期限内に交付の申請をできる見込みです。提出期限は、設置が完了した日から起算して、６０日以内又は当該年度の３月の最終開庁日のいずれか早い日までに提出します。 | はい・いいえ |
| 市税を滞納していないこと及び日進市暴力団排除条例(平成24年日進市条例第22号)第2条第2号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は同条第1号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者に該当しないことを確約します。 | はい・いいえ |
| 申請に係る現地調査について了承します。  (調査時に補助対象設備等の写真を撮る場合があります。) | はい・いいえ |
| 補助金交付後、補助対象設備を処分する場合は、補助金を返還していただく場合があります。 | はい・いいえ |

【注意事項】

**１　「契約書※」及び「設備の内訳が分かる見積書」の写しを添付してください。**

※注文書及び請負書による場合は、その両方の写しが必要となります。

２　太陽光発電システムと高性能外皮等についての単独設置は、補助対象外になります。

一体的導入の設置を行う場合、組み合わせは以下のとおりです。

●太陽光発電システム　+　住宅用エネルギー管理システム (ＨＥＭＳ)

　　　　　　　　　　　　　+（次の設備の中から１つを選択）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　・定置用リチウムイオン蓄電池システム

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　・電気自動車等充給電設備

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　・高性能外皮等

　３　エコ窓改修については、既存住宅の改修であり、新築又は増改築に伴うものは補助対象外になります。